

令和8年8月

松本ハイランド農業協同組合

お客さま各位

住宅金融支援機構ご融資等に関する事務の委託について

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当組合は、令和8年10月1日（木）から、独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）および独立行政法人福祉医療機構（旧年金福祉事業団）のご融資に関する事務手続きにつきまして、株式会社住宅債権管理回収機構（※）へ事務委託を開始しますことを、お知らせいたします。

ご利用中のご融資に関するご相談・諸手続きにつきましては、株式会社住宅債権管理回収機構がお受けしますので、直接下記お問い合わせ窓口へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本事務委託にあたり、現在ご融資をご利用中のお客さまにお手続きいただくことはございません。また、毎月のご返済につきましても、現在のご返済口座にご入金をお願いいたします。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年9月末までは、「日本債権回収株式会社」から、ご連絡させていただく場合があります。

（※）債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社です。（法務大臣許可番号第91号）

【令和8年10月1日（木）以降のお問い合わせ窓口】

株式会社住宅債権管理回収機構 大阪支社

住 所： 〒541-0054

大阪府大阪市中央区南本町1丁目7番15号

明治安田生命堺筋本町ビル6階

TEL： 06-6260-7700

